

函館市認知症初期集中支援チーム

(はこだてオレンジケアチーム)

活動状況について

函館市保健福祉部高齢福祉課

2020.2.19 認知症初期集中支援チーム検討委員会

はこだてオレンジケアチームの取り組み

活動状況（平成31年4月～令和2年1月末）

疾患 センター	対象者 の協議 (新規)	訪問支援 対象者 ()内は継続	チーム 員会議	支援終了		備 考
				人数	訪問延べ 回数	
富田病院	6名	3名	2回	2名	4回	チーム員会議：随時開催
渡辺病院	2名	2名	3回	1名	4回	チーム員会議：随時開催
亀田北病院	2名	4名(2)	10回	4名	46回	チーム員会議：毎月第2木曜日
計	10名	9名(2)	15回	7名	54回	

対象者の内訳（新規）

疾患センター	相談機関	対象者の協議	訪問支援対象者
富田病院	地域包括支援センターあさひ	3	2
	地域包括支援センターこん中央	4	2
	地域包括支援センターときとう	0	0
	市高齢福祉課	0	0
渡辺病院	地域包括支援センターゆのかわ	0	0
	地域包括支援センターたかおか	1	1
	地域包括支援センター社協	0	0
亀田北病院	地域包括支援センター西堀	0	0
	地域包括支援センター亀田	0	0
	地域包括支援センター神山	1	1
	地域包括支援センターよろこび	1	1

→ 1名は渡辺病院対応

※渡辺病院の訪問支援対象者（担当：包括こん中央）は協議の上、所管外のケースとして対応

対象者の概要

	年齢・性別	世帯	把握ルート	日常生活自立度（介入時）	診断（介入後）	介護サービス（介入後）	終了時状況	支援期間（初回訪問から支援終了まで）	相談から対象者として決定するまでの期間
A	80代後半女性	独居	家族	II a	認知症	要介護認定まで	—	—	33日
B	80代後半女性	夫・子と同居	家族	II a	アルツハイマー型認知症	介護サービスの利用あり	在宅継続	158日	10日
C	80代後半男性	妻と同居	家族	II b	未診断	要介護認定まで	在宅継続	175日	10日
D	70代前半男性	独居	郵便局	—	未診断	未申請	死亡	57日	14日
E	80代後半女性	夫と同居	家族	I ~ II a	未診断	未申請	入院	57日	10日
F	80代後半女性	独居	家族	II b	未診断	要介護認定まで	入院	45日	1日
G	70代後半男性	妻・子と同居	ケアマネジャー	II a	—	要介護認定済み	—	—	3日

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準（抜粋）

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスがめだつ等
II b	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応答や訪問者との応対など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかるやたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIII a に同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について（平成18年4月3日老発第0403003号）厚生省老人保健福祉局長通知